

たからづか手塚治虫生誕100周年事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1)業務の名称

たからづか手塚治虫生誕 100 周年事業業務

(2)目的

宝塚市の観光の現状として、単一目的の来訪者が多く、来訪者の観光行動として周遊性が乏しく、大半が日帰りとなり滞在時間も短いことから、市内での観光消費の波及が市内全体に及んでいない。また、インバウンドによる来訪が平成27年以降停滞しており、これまでにないプロモーションの取組と市全体の観光施策を推進する必要がある。これまで訪れることのなかった層へ関係人口のリーチを拡げ、選ばれる自治体としての存在感を高める必要がある。

令和10年(2028年)の手塚治虫生誕100年を絶好の契機と捉えて、手塚治虫記念館の来館者数の増加を目指すのみにとどまらず、宝塚市全体の周遊性を高め、観光地としての滞在価値を向上させる。このことで、観光入込客数を増加させ、観光消費を地域の経済へ好循環させる仕組みづくりを行い、観光消費額を拡大させる。また、生誕100年終了後も、本市がマンガやアニメ等の文化発信拠点となるための礎とし、新たな観光資源の創出につなげることを目的として、計画策定等のたからづか手塚治虫生誕100周年に向けた準備や広報を行う。

(3)業務内容

別紙たからづか手塚治虫生誕100周年事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4)業務期間

契約日から令和9年(2027年)3月31日まで

(5)募集方法

公募型プロポーザル方式

2 提案限度額

本業務の規模は、2,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(単独又は共同企業体(複数の企業の共同体))は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1)共通事項

(ア)法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。

(イ)地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

(ウ)契約締結までの期間に、宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(エ)宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。

(オ)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれ申

立て後に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りでない。

(カ)政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

(2)個別事項

(ア)共同企業体による参加の場合、構成員は前記(1)の条件を満たしていること。また、構成員間における協定書等によって、事故が生じた場合などの責任の所在が明らかになっていること。

(イ)参加申込にあたっては、1 事業者 1 参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同企業体の構成事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。

4 業務に関する基本的事項

(1)業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うこと。

(2)秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(3)個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(4)情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

5 提案に係る書類の提出

(1)提出期限

令和8年(2026年)5月20日(水)午後5時まで(必着)

(2)提出書類

ア 参加申請書(様式第1号)

イ 事業者概要(様式第2号)

ウ 企画提案書(任意様式)

企画提案書には、仕様書に記載の内容に沿った提案を行うこと。提案は、本要領7に記載する審査基準における評価項目に対して、具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

資料はA4(一部A3版資料折込可)版にて添付すること。

エ 見積書(様式第3号)

オ 経費(見積額)の内訳(任意様式)

カ 過去の業務実績(様式第4号)

キ 誓約書(様式第5号)

ク 協力事業者一覧表(協力事業者がいる場合のみ)(様式第6号)

ケ 共同企業体結成届(共同事業体を結成する場合のみ)(様式第7号)

コ 共同企業体結成に係る委任状(共同事業体を結成する場合のみ)(様式第7-2号)

本市に業者登録を行っていない場合は、上記ア～コに加えて、次の書類を提出すること。

サ 登記事項証明書(法人の場合)

シ 身分証明書(個人の場合)

ス 「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書(法人の場合)

申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(個人の場合)

セ 宝塚市に事業所を有する場合

法人市民税、固定資産税の直近1年間の納税証明書(法人の場合)

市・県民税、固定資産税の直近1年間の納税証明書(個人の場合)

※ 本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があることとする。

(3)提出部数

原本1部(上記提出書類 ア～セ)

写し6部(上記提出書類 ア～カ、ク、ケ)

(4)提出方法

持参または郵送によること。

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。)

(5)提出先

宝塚市 産業文化部 観光にぎわい課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話:0797-77-2012 FAX:0797-74-9002

メールアドレス:m-takarazuka0075@city.takarazuka.lg.jp

(6)質疑の受付

本要領に関する質疑は文書(様式自由)により行うこと。

受付期間は、公告日から令和8年(2026年)4月28日(火)正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に持参、FAX又はメールにて行うこと。(必ず着信確認を行うこと。)

(7)質疑の回答

すべての質問及び回答については、令和8年(2026年)5月1日(金)午後3時以降に、本市ホームページに掲載する。

(8)提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容変更は認めません。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(9)重複提案の禁止

提案は1団体につき1件とし、複数の提案は認めない。

(10)著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を本市が無償で使用できることとする。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しないこととする。

(11)費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(12)提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(13)資料の取扱い

本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この

検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

6 審査方法

(1)提出された企画提案書等の書類審査及び企画提案についてのヒアリング、プレゼンテーション審査を行い、本市が設置する「たからづか手塚治虫生誕 100 周年事業業務委託プロポーザル審査会」において、下記7で示す審査基準に基づいて審査する。

なお、本プロポーザルは、提案者が1者のみの場合であっても審査を行い選定の可否を決定する。

審査会の日程等については、提案書等受付締切後、各提案者に通知する。

(2)審査結果の通知

審査結果は、書面により提案者全員に通知する。

7 審査基準

審査における評価項目は以下のとおり。

審査項目	配点
企画提案内容	60
実施体制	20
業務実績	10
受託希望金額	10
合計	100

8 受託候補者の選定

受託候補者は、以下のとおり選定する。

(1)審査委員の採点の合計点数が満点の6割以上のものの中から高い順に受託候補者および次点者(補欠)を選定する。

(2)同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとする。

9 契約の締結

(1)受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

(2)選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次点者と協議を行い、契約相手方を決定する。(プロポーザルへの参加者が1者の場合を除く。)

(3)受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

10 公募に関するスケジュール

募集開始(公示)	令和8年(2026年)4月22日(水)
質疑受付期限	令和8年(2026年)4月28日(火)正午まで
質問回答	令和8年(2026年)5月1日(金)午後3時から
提案書等受付期限	令和8年(2026年)5月20日(水)午後5時まで

審査会(プレゼンテーション等) 令和8年(2026年)5月27日(水)(予定)

※本審査会は、提案者からの企画提案書の説明、企画提案書に対する委員の質疑が中心であり、企画提案書の内容をより正確に委員が評価するために実施する。時間、場所等の詳細な内容は別途通知する。

結果通知 令和8年(2026年)5月下旬(予定)

契約締結 令和8年(2026年)6月中旬(予定)

11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、参加資格の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 審査会(プレゼンテーション等)に出席しなかったとき。
- (7) 価格見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (6) 宝塚市情報公開条例第5条に基づく公開請求等があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

13 担当部署(問い合わせ先)

宝塚市 産業文化部 観光にぎわい課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話:0797-77-2012 FAX:0797-74-9002

メールアドレス:m-takarazuka0075@city.takarazuka.lg.jp